

市民生活相談 ご利用ください

専門家が対応、費用は無料

市は、日常生活上のさまざまな問題や悩みに対応するため、各種相談を行っています(下表参照)。会場は市民相談課(市役所本庁舎1階)。在勤・在学者可(公正証書相談・人権困りごと相談はどなたでも可)。相談時間は30分程度(法律相談は20分)。相談無料。

法律相談は当日の午前9時から電話で受け付けます(※)。定員は月・金曜は各16人、水曜は8人。法律相談以外は予約不要。先着順。

(※) 月・金曜の法律相談のうち各4人分の枠については、1週間前(閉庁日の場合は直前の開庁日)の午前9時から電話予約可

■ 市民生活相談の曜日・時間など ※市外局番は(0798)

種別	曜日・時間	担当課
法律相談(予約制)	月・水・金曜の午後1時~4時	市民相談課 (35・3100)
家事相談	月・水・金曜の午前9時半~正午	
交通事故相談	月曜~金曜の午前9時~正午、午後1時~3時 ※実施していない日もあるため、事前に確認を	
公正証書相談	第1・3水曜の午後1時~4時(受付は3時半まで)	
国・県の行政相談	第2・4水曜の午後1時~4時	
登記・境界相談	第1・3木曜の午後1時~4時	
建築・リフォーム相談	水曜の午前10時~正午	すまいづくり推進課 (35・3778)
不動産相談	木曜の午前9時半~正午	
マンション管理相談	金曜の午前9時半~正午	
人権困りごと相談	第1・3木曜の午後1時~4時(受付は3時半まで)	人権平和推進課 (35・3320)

※同一内容の継続相談や複数回の相談利用はご遠慮いただく場合があります

8/15 うら盆供物の受取

市は、8月15日(木)の午後5時~7時に、うら盆でお供えした供物(果物など食物は除く)の受取を行います(雨天の場合でも実施)。

受取場所 六湛寺公園、鳴尾・瓦木・塩瀬支所、新幹線高架下6号児童遊園(松籟荘5番街区)、山口センター東側、満池谷墓地管理事務所、甲山墓園、上田墓地 ※いずれの場所も駐車場はありません

ほかにも地域団体が、甲子園口東(上甲子園公民館)、甲子園浦風町(新川旧国道付近)、上ヶ原(上ヶ原市民館)、生瀬(浄橋寺前)などで受取を実施。受取日時が市とは異なりますので詳しくはお問合せください。

問 環境衛生課 (0798・35・0002)

マンション管理についての悩みを解決！ 専門家を派遣します

市は、分譲マンションの適切な維持管理や建替え、改修等を行う管理組合等に対して、専門家(マンション管理士、一級建築士など)を派遣して必要な知識・情報等の提供や助言を行う「西宮市分譲マンション管理アドバイザー派遣事業」を実施しています。費用は無料。アドバイザーの派遣を希望する管理組合は、事前にすまいづくり推進課へ連絡を。予算が無くなり次第終了。

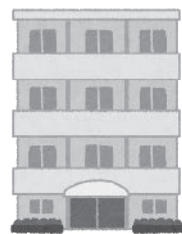
詳しくは市のホームページ(ページ番号: 65134472)をご覧ください。

- 【対象】 市内にある分譲マンションの管理組合等
- 【相談時間】 1回当たり原則2時間まで
- 【派遣回数】 1マンション当たり年度内に3回まで
- 【受付期間】 来年1月30日まで(派遣は2月29日まで)

問 すまいづくり推進課 (0798・35・3778)

理事会の運営で悩んでいる

管理会社とうまくいっていないなど



事業者募集

認可保育所等の整備・運営

市は、待機児童対策および保育サービスの拡充を目的に、新設保育所等を整備・運営する法人を募集します。

▶ 市有地公募型

市有施設において認可保育所等を整備・運営する法人を募集します。対象施設、応募資格・方法など詳しくは、市のホームページ(ページ番号: 82861697)を確認を。

【開設時期】 令和3年4月

【申込】 9月17日まで

▶ 事業者による用地確保型

用地確保から認可保育所の整備・運営までを行う法人を募集します。募集地域、応募資格・方法など詳しくは、市のホームページ(ページ番号: 57936247)を確認を。

【開設時期】 令和3年4月~4年4月

【申込】 随時

問 保育施設整備課 (0798・35・3718)

ひろげよう こころのネットワーク

8/20 人権を考える 市民のつどい

8月は「人権文化をすすめる県民運動」の推進強調月間です。

日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動できるように、市では講演会を開催します。

詳しくは市のホームページ(ページ番号: 66410940)をご覧ください。

【日時】

8月20日(火)午後1時半~

【会場】

若竹生活文化会館

【内容】

弁護士の仲岡しゅんさん = 写真 = を講師に迎え、「性的マイノリティってなに? ~正しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ」をテーマに講演

※講演に先立ち、宮水学園混声合唱団「宮水青春櫻」がコーラスを披露

【備考】

入場無料。申込不要。手話通訳・要約筆記あり



問 人権平和推進課 (0798・35・3320)

多文化共生社会を考える

最近、SDGs(持続可能な開発目標)という言葉やロゴを目にします。国連総会で2015年に採択された、2030年までに達成すべき17の目標のことです。「誰ひとり取り残さない」という掛け声のもとに設けられたグローバルな共通目標です。その17の目標のなかに「平和と公正をすべての人に」と「住み続けられるまちづくりを」があります。多文化共生はこのような目標と関わっているのではないのでしょうか。

例えば、SDGsの「平和と公正をすべての人に」に関して、今年6月に日本語教育推進法が施行されましたが、いま学校の教室には、外国にルーツがあり、日本語の指導が必要な子供が小・中学校、高校合わせて約4万4千人います。学力が十分に育たず、誰もが公平に持っている教育を受ける権利が危うくなっています。

また、今年4月に出入国管理法が改正されて海外から働きに来る人々が増えることが予想されます。現在、外国人は在留カードを持って市役所などに住民として登録することになっています。住民サービスを受けるだけでなく、地域の交流イベントなどに参加する機会も出てきました。一方、日常生活において、ごみ出しのルール

SDGs(エス・ディー・ジーズ)と多文化共生

同志社女子大学特任教授 藤原 孝章

の違いなどによるトラブルも生じています。まさに、誰もが住み続けられるまちづくりへの課題が生じています。

多文化共生社会を創っていくためには、まちづくりに関わる具体的な課題を通じた住民同士の話し合いが必要です。お互いが話し、対立する立場を乗り越えて、住み続けられるまちづくり、というゴールへ向けてどうするのかを判断し、合意していくことが大切です。

しかし、現実の課題となると当事者によって立場や考え、利害が違っています。私が薦めるのは、対立する立場や考え方を体験するためのロールプレイです。

例えば、ごみ出しのルールについても、「話し合い」の場を仮に想定して、立場の違う当事者の「住民」になりきって、その主張の違いを体験してみることです。そうすることで、話し合いや議論のスキルが高まり、合意に向け、より現実的に話し合うための気づきを得られるのではないのでしょうか。

※SDGs(Sustainable Development Goals)について詳しくは国連広報センターのホームページ(https://www.unic.or.jp)をご覧ください

問 秘書課 (0798・35・3459)